

104基目 そらべあスマイルプロジェクト応募条件確認表

応募条件確認表の回答欄に、はい「○」いいえ「×」でお答えください。

全ての回答が「○」の場合、応募条件を満たし応募いただけます。

回答に1つでも「×」がある場合、応募いただけません。

太陽光発電設備の設置環境に関する条件

回答欄

- 貴園の施設所在地は、福岡県・佐賀県・熊本県・大分県のいずれかに該当しますか？
- 貴園は、3～5歳児が在籍する未就学児童向けの教育・保育施設ですか？（0～2歳児のみの園は対象外）
- 貴園は、太陽光発電設備の未設置園ですか？
- 貴園の屋根は、太陽光パネルが設置できる広さ(31㎡相当以上)はありますか？
- 貴園の所在地は、積雪が1m以下の地域ですか？
- 貴園の所在地は、海岸線から500m以上離れた地域ですか？（立地環境によっては設置が難しい可能性もあり）
- 貴園の所在地は、標高が2,000m以下の地域ですか？
- 貴園は、日中屋根を覆う建物や森林に囲まれていませんか？
- 貴園の電気契約は「従量電灯」または「低圧電力」ですか？電気契約書・請求書等を確認ください。

太陽光発電設備の管理・運営に関する条件

- 貴園は、インターネットの接続環境がありますか？
- 貴園は、寄贈された太陽光発電設備を固定資産として受け入れられますか？
- 貴園は、太陽光発電設備を最低10年間（または設備メーカーの保証年相当）、継続利用できますか？
- 貴園は、太陽光発電設備を設問12と同期間、他者へ譲渡しないことが出来ますか？
- 貴園は、太陽光発電設備を維持する保守点検を自己負担で行えますか？
改正FIT法により、点検・メンテナンスが義務付けられています。
（努力義務です。4年毎、販売店やメーカーなど専門業者による実施を推奨。故障の早期発見により発電力量の回復などが見込めます。）
- 貴園は、当基金の依頼に応じて、設問12と同期間中の1月と7月の年2回、太陽光発電設備による「発電量等調査」を園の必須活動として実施できますか？

環境教育活動〔そらべあちゃんの日〕に関する条件

- 貴園は、園内の環境教育活動^{※1}を寄贈後3年間、園の必須活動として実施できますか？
- 貴園は、設問15の活動後に実施報告書を作成し、当基金がその情報を公開することに同意いただけますか？

※1 そらべあちゃんの日：園内における環境教育&エコアクションを推進する活動 概要は下記URLでご確認ください。

<https://www.solarbear.jp/smileproject/#ecoaction>

広報・報告活動、その他に関する条件

- 貴園は、本プロジェクトにおける寄贈記念式典^{※2}の実施や広報・報告活動^{※3}にご協力いただけますか？

※2 参照：ホームページのそらべあスマイルプロジェクトレポート：<https://www.solarbear.jp/news/smileproject/>

※3 参照：次ページ「取材・撮影・掲載等に関する確認書」サンプル

- 貴園は、当基金からお知らせを継続的に受け取ることができますか？
- 貴園や貴園の役員は、反社会的勢力^{※4}に該当していませんか？
- 貴園の運営に反社会的勢力^{※4}が実質的な影響を及ぼしてはいませんか？

※4 反社会的勢力：暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団など。

署名

(直筆または入力で可)

Sample

改定 2024 年 5 月

取材・撮影・掲載等に関する確認書

特定非営利活動法人そらべあ基金
東京都港区新橋 2-5-6 大村ビル 8 階

特定非営利活動法人そらべあ基金は、（以下、「食園」といいます。）へ太陽光発電設備を寄贈するにあたり、寄贈式典を実施します。そらべあスマイルプロジェクトの当選園は寄贈式典における広報・報告活動を目的とした取材・撮影・掲載へのご協力をお願いしています。概要は、下記の通りです。

記

① 使用目的	そらべあ発電所寄贈式典の広報と報告に關すること。
② 使用範囲	特定非営利活動法人そらべあ基金と協賛社およびマスメディアが発行又は発信する印刷物、電子媒体、放送・動画配信、SNS 等 （具体例：広報誌、ホームページ、協賛企業の PR 動画等）
③ 撮影日	決定した寄贈式典日（または、それに準ずる会）
④ 撮影対象	・ 寄贈式典施設 食園舎内式典会場、園庭、太陽光パネル設置場所（可能な場合） ・ 寄贈式典参列者 食園職員、園児及び寄贈式典参列のご関係者

当基金は、以下の事項を遵守いたします。

- （1）上記目的以外に、取材等の資料を使用しないこと。
- （2）使用目的の完了後、食園に対し、成果物（掲載物・映像等）の情報提供を行うこと。
- （3）食園の尊厳を損なう画像処理・レイアウト・説明・キャプション・ナレーション・テロップ表示などを行わないこと。
- （4）資料を第三者に貸与・販売しないこと。
- （5）二次使用に際しては、改めて食園の許可を申請すること。
- （6）食園から事前に利用拒否の報告をうけた個人の画像等個人情報を使用しないこと。

食園は、以下の事項を承諾及び遵守するものとします。

- （1）寄贈式典において、食園職員、園児及び寄贈式典参列のご関係者の顔や姿を撮影等することがあること。
- （2）撮影等された資料が上記②の使用範囲で使用されることがあること。
- （3）前（1）（2）について、食園園児及びその保護者、食園職員等の関係者に対し、周知徹底するとともに、これを拒否する者については、事前に当基金に報告すること。

以上

上記内容について、確認をいたしました。

当選園には、後日署名捺印の上
ご提出をお願いさせていただきます

記入日 年 月 日

園名

代表者名 印